

# 関西労災職業病 No.37

関西労働者安全センター

1977.5.31発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 主張 労働者の健康被害防止  
安全衛生法から守秘義務条項を削除させよ / 1…2
- 猛然とわきおこる反対の声  
— 労安法改悪闘争の経過 — / 3…4
- 寄稿 職業病闘争への取組の前進を  
— 全電通福井分会青年部常任委員会 — / 5…7
- ニュース（前線から） / 8…13
- 寄稿 カネミ油症の現状（下）  
堀内 隆治（下関市立大助教授） / 14…15
- 闘いの中から  
— 住友電工労災認定闘争の背景 — / 16…19
- ぶつとばせ改悪労災保険法  
— 京都・大阪の闘いから — / 20…22

# 「労働者が管理する」

## 義務条項を削除させよう!

現在国会で審議されている労働安全衛生法改正案（衆院は既に全会一致で通過し、参院は労働委員会で審議中）に対し反対の声は猛烈とゆきおこっている。「労働・職業病や公害・薬害・食品公害」という企業犯罪に手を貸す守秘義務とその罰則（企業秘密漏示罪）を削除せよ」というもので、被災者・住民・消費者などあらゆる分野から火の手があがっている。関西でも安全センターをはじめ50団体ほどが野党に要請状を出したり、800通ほどのハナキを送り付けている。この反対の声に、衆院では賛成にまわった野党もあめてふたのいて「守秘義務削除」の方針を打ち出すに至っている。が、まだまだ余断は許さず、なお一層野党を尻押しする様に呼びかけたい。

### 守秘義務とは……

さて、向題の守秘義務とは、今改正案の中で化学物質の有害

性調査（57条の2）発汗性物質の有害性調査（57条の3）職業病の因果関係調査（108条の2）が新設されるのだが、この調査に協力した者に対し、「知り得た秘密を漏らしてはならない」と義務づけ、漏らした場合に以下6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科している事である。政府・労働省のネライは「外部に漏れると不安を呼び、混乱を招くのでこの条項を入れたい」（5月13日付朝日）となつたり、たとえ被害が出て労働者が何人死のうと、労働者が騒がないように隠しておいて上手に処理しようと考えているのだ。これほど労働者をバカにした話はないが、労働省の資本べつたりの姿勢は今にはじまったわけではない。昨年の労災保険法改正もそうであるし、38年に大阪労基局がマンタン中毒の因果関係調査を行った際もそうだった。この調査で植田マンタンなどに中毒患者が出ていたにもなぬわらず、騒がない様に隠しておいたため被害は更に増大したの

# 「労働者の健康は

## 安全衛生法から守秘

主張

である。植田マンカンの被災者は組合を結成して行政と資本の責任を追及しているが、政府・労働省は各勢を改めるところに更に輪をかけて悪くなっている。植田マンカンの斗いには、当時の調査に協力した大阪市大堀口教授を追及して聞き出した事実が役立つているが、今回の改正案が成立すれば堀口教授は夕箱に放りこまれる事になり、追及しても絶対に口を南々なくなるだろう。

### 政府・資本に

### 健康・情報管理を任すな

これほどの大問題が衆院をすんなり通過したのは、野党の責任もさることながら、何よりも直接の当事者である労働戦線の中に「守秘義務が付いても調査が行われる事は前進だ」「混乱が起きたら企業活動の妨げになつて、ひいては労働者にとつても不利益だ」との考えがあつて、改悪を受け入れる素地がある事が大きい。だがそれは間違いだ。

調査を資本・政府のやるびままに任せ、結果さえも知らされないとしたら、労働者は生殺しにされるのがおちである。

我々は労働安全衛生法成立当初から「労安法には労働者の知る権利がない、危険業務を拒否する権利がないから、労働者の利益にならない」と訴えてきたが、今一度声を大にして訴えた。この事は植田マンカンの斗いで実証されているばかりで、この職場でも経験している事だ。我々は政府・資本に自分の健康をゆだねてはならない。労働者の健康は労働者が管理する以外に守る手はない。労働省の言う様に事実が明らかになつて、たとえ職場が混乱しようとも、目標を明確に示せば混乱は斗いと組織される。混乱は職場斗争の第一歩に他ならないのだ。だからこそ敵はおそれるのである。

今一度、「労働者の健康は労働者が管理する」事を確認し、知る権利を訴え、守秘義務条項を削除させるまでがんばろう。

# 緊急報告

## 労安法改悪反対斗争の経過

### 猛然と物きおこる反対の声

#### 5/26 参院社労委通過を阻止

5/27 日弁連会長・  
専門家も反対

なまぬれて野党に送りつけられた。

5/15 緊急対策  
会議結成される

対運動がはじまったのは衆院を4月26日に全会一致で通過した後だった。関西労働者石全センターは公明党政策審議会から3月下旬に労安法改正案の分析を依頼されていたが、日常の業務に追われ、分析を終了して上京した28日には既に通過した後だったのである。そこで東京の阻止と共に緊急に反対運

動を呼びかけた。この呼びかけへの反応は大きく、特に企業の秘密主義に苦しめられて来た被災者運動、公害運動、消費者運動、また企業秘密漏示罪の新設と斗ってきた刑法改悪反対運動の分野では、呼びかけられた団体がまた他の団体に呼びかけるなど野火の如く広がった。4をこえる団体が反対に立ちあがり5月13日には朝日新聞が報道するまでに至った。そして5月15日には24団体の代表が参加して「労安法から守秘義務条項削除をめぐる緊急対策会議」が結成された。

また関西でも5月10日に、住民団体、専門家なども集まり、会議がもたれ、「要請八ヶキレ何故こんな方向性が衆院を全会一致で通過してしまったのか」と意見が繰出したが、「嘆いていてもほじまらぬいし」と反対運動の方針を決定した。まず報道機関に取りあげさせて社会問題化させる。そのために専門家による反対声明を17日に発表する。併せて野党へのオクルグと総評に対する要請を全力でやり抜く事を決定した。野党へのオクルグは、日本消費者連盟や主婦連(関西主婦連とは別)の代表等が代議士に要請してまわった。また、こうした要請は及びでなく、各野党へはそれぞれその支持母胎から「こんな問題を通過させたら支持しない」という様な厳しい抗議電話

が相次いだ様である。そこで公明党・共産党は、衆院で賛成にまわつた事を素直に反省し、参院では守秘義務削除に全力をあげる、と方針を固めた。しかし社会党は、大変な問題である事はゆかざるが、一方で労安法改正を推進してきた総評の了解をとらなければ、となかなか腹が固まらなかつた。

また一方、総評に対しては代表者がでかけ要請したが、「守秘義務が付いても調査が行われる事は前進だ」との姿勢を示した。しかし、「国民の知る権利」を主張してきた日放労は取組を約束し、また東京地評は幹事会で反対を決議した。

### 5/19 参院社労委で 通過を阻止!

こうした動きの中で5月19日には参院社労委で審議がはじまった。政府・与党はこの19日も通過させようと目論だが、野党の反対質問の前に阻止された。

更に反対運動は広がった。関西でも緊急対策会議関西フロツクが結成され、50団体以上が反対を表明すると共に、800枚のハカキがまたたく間にさばり、野党へ送り付けられた。またテレビのワイドニュースでも反対運動の代表と、労働政務次官が対決し、政務次官は完全におしまくられる、という一幕もあった。

### 5/26 参院社労委でも 通過阻止

この盛りあがりの中で、社・共・公は足並を揃えて守秘義務条項削除を遂に決定し、5月26日の社労委審議に臨んだ。政府・与党は会期が28日までしななく、「26日社労委、27日本会議通過」を主張したが、野党は「審議がまだ不十分、26日は審議のみ」と押し切った。(参院社労委は与野党1対1で採決をさし、委員長を社党の上田哲氏が

担当しており、運営については大きな発言力を持っている。)そして26日の審議が行われ、あいつぐ野党委員の反対質問に政府はたじたじとなり、採決は阻止された。

### 労働戦線での反対運動 の一層の強化を!!

今後の見通しとしては、国会会期が延長されない限り「会期切れ」審議未了「廃案」となり守秘義務条項は阻止される。延長された場合でも参院社労委で最大の抵抗が続けられるだろう。いすいにしろ、労安法の直接の対象者である労働者の声が大きな鍵を握っている。労働者が「通ってもいいや」と考えていたら政府・与党は傘にたたくて反撃してくるだろう。住戸運動消費者運動の反対の声でこまめに押しこんできたが、まだまだ核になるべき労働者の反対の声は小さい。ますます反対運動を強化しよう。

# 藤向さんの再審請求斗争を軸に

## 職業病斗争への取組の前進を

全電通福井分会青年部常任委員会

「藤向さん」はもうございます。読んで下さいます。冬の北陸特有の鉛色の空が重くのしかかり、身を叩くような寒風と冷雨の中、藤向さんは生まれて初めて早朝ビラを配っていた。昨年の12月22日の朝であった。むかし仲向ならのはげましの声や暖かい言葉が、罹病者への重圧なから退職への道を選んではしまつてからの「五キ」気力も弱つていた自分に対して大きな新しい支えとなり、自分が大衆の前へ出る事の大切さを感じさせられていた。

### 80%近くの労作者に

### 異常が！

今、私達の職業病斗争は、藤

向靖多さんの再審請求斗争が大きな柱となつてゐる。

私達の職業病斗争が始まったのは74年であった。「調査なくして発言権なし」を相言葉にアンケート調査から始めていった。80%近くの労作者が異常を訴えている事に大きなショックを受けている。そして労組の取組みの遅れからい、と苦しみに耐えてきた事が裏面にびっしり切々と書いてある。た事は、その後の長く苦しい斗争のエネルギー源となつていった。

交換台についていない者の訴えが少ない事から「交換台作業に問題あり」との集約分析結果をもとに全員対象にオルクに入つていった。泊り勤務体制の為合計15回ぐらい行ななけいば

ならず、精神的にも肉体的にもへとへとになつてしまつたが、そんなものをふきとばすぐらいの大きな成果があつた。なつてないほどの強い関心があり、明日勤務にもかかわらなすの時間近くも討論、時間内くいこみもあつた。特別社員、短時間制特別社員（パート制職員）の「私達は、腕が痛くてこの2ヶ月ごと雇用し続ける」とい、た不安定な身分をなんとなしにくれなけいば口に出せない」との言葉で初めて差別雇用制度のひどさをつきつけられた。

その後、罹病者の顕在化と討論、指定病院の医師との話し合いなどを行ない、局長、部長集田交渉なども成功していった。そしてこの運動を全県下の地方的に拡げようと、11月には、関西労働者安全センター・山下五郎氏の講演を企画し、予想の倍近くの170名を集める事ができた。石川県にも拡がつていった。

# 公社のおくしつに 一層の斗いを決意

この過程で、4月に運動の中心メンバーである青年議長高橋君が県内で初めて「業務上」と認められた事を契機に、罹病者の補償と、業務と職業病との関連を明らかにさせ、職場改良斗争をより進める為に、罹病者に認定申請をするように討論を続けたが、なかなか進まなかった。その中で、藤向さんが提出すると決断して、青年会議と共同で申請書を作成、75年2月に提出した。しかし、公社なら「そんな身体ではひきうけてくゆる職場はない」との言葉で、それまでもちこたえてきた重圧に耐えきれなくなり、6月に退職していった。その後、76年1月に、「業務外認定通知」が何の理由説明もなく自宅に送られてきた。ここで藤向さんは、公社のあまりのあくらつさに、最後まで闘う事を決意し、新しい展開に移

っていった。  
まず、公社に理由の提示を求め、「催告書」を提出、「近視の為に罹病した」との回答にあきれ及べり、再申請を行う事を決め、6月に提出した。

## 県支部・分会にも 「調査委」発足

私達は、この斗争の中で、いくつものパンフを作り活用してきたが、今回は本格的なものを作り、全国に広く訴えようという闘いならしというパンフを作成した。その中には藤向さんの再審請求書、山下五郎氏・青年会議の意見書、それに講演会の基調文、講演会の内容、参加者の感想をのせています。現在400部近くが職場・地域へと出ています。運動の拡がりとして、対公社へのアクションとして、及ぼりの成果は出てきていると考えています。  
そんな中で、労組はようやく昨年、県支部に「職業病専門委

員会」が発足し、調査活動をはじめた。分会では今年から委員会が私達の3年前からの呼びかけによりようやくたえて発足した。こんな段階であるので、労組の活性化に力を注ぎたいと思っている。

## 職場の中からの運動を

このように述べてきた私達の運動は決して平坦ではなく、大きなうねりがいくつもあった。代行主義的になりがちで、そうなれば必ず方向を誤ってしまった。運動は机上の空論では絶対だめで、常に職場に入りこみ、日常的接触を保ち、苦しみをわかりあひ、時にはレクリエーションもいっしょに楽しみ、そんな中で運動を語り、方針を出していく事が大切であるし、そんな時には運動も大きく前進してきた。  
しかし、現在の状況はなんほしくない。全国的にも、電通に

おける職業病斗争は停滞しているように思われる。今、婦人労働者に大きな合理化攻撃がなけられていく事が、影響しているのだと思う。才五次五ヶ年計画は仕上げの段階で、磁石式電話はほとんどなくなり、事務の電算化が進んできており、作業量が減っていき、職場不安にさらされていく。それに加えて、政府・資本の「労災・職業病・公害の見直し改悪方針」が末端に貫徹されてきた。基発59号への改悪で、業務上認定はほとんどない。そして、公社は認定問題も医学論争の中にうすめてしまおうと対峙してきている。今回も、「必要なものは医証であり、職場の問題や労働者の状況なんな関係ない」と言っている。労働者側の医師と、資本側の医師が言い争っているのを労働者が横で聞いていても、世の中何も変わらぬ。職場の問題を一番知っているのは罹病者であるし、労働者である。その当事者の意見を述べる機会も与えずし

て何の前進もない。私たちは、再審査委員会での本人の意見陳述と、公開を強く要求している。

## 罹病者・労働者の意識変革をめぐって

この斗争の最大の山場が春斗後に予想される。私達は、そこに向けて、徹底した教宣・バック活動・対公社への職場ならのつきあげ、労組の活性化と、支援職場の拡大と、職場実力斗争の提起を具体化していきたい。資本・公社の取組を大胆に切り込む事を通じて、罹病者・労働者の意識変革を最大の目的に、労災・職業病の絶滅をめざして今後がんばっていききたい。他地域・他職場の職業病斗争との交流ができれば、と思っておりますので、御連絡下されば幸いです。

### 〈連絡先〉

全電通 福井県支部福井分会

青年部常任委員会

住所 福井市大手 31311  
0776-2316992

お詫び  
この原稿は今年2月初旬にセントーまで届けられていたのですが編集の都合上掲載が遅くなってしまいました。申し訳ありませんでした。





# 前線から

南大阪

## ますます拡大する 被災者同盟の活動

く、休業補償は非常に低いものでした。労基署（西野田）の係官も、行政の被災者に対する姿勢を厳しく正すとともに、工さんの頸部痛は労災であるとの方向で調査を開始することを署側に約束させました。

被災労働者同盟の活動が活発になるとともに、

あまりの低額に不審に思い、工さんに理由を尋ねたというのです。

また工さんの問題をきつかけとして、工さんの周囲の二人の人が新しく同盟に加わった。現在支部作りの話も迫められれています。

増えています。五月に相談に来う

認めなかったのです。その後工さんは昭和51年になって、タイヤを交換中に今度は腰を痛めて全く働くことができなくなりました。この腰痛の労災認定は曲りなりにも

事情を聞いた被災者同盟は、その日のうち

なっていた森川氏に対する車イス支給の件につき、一支給の必要性につき理解したので局に対し支給されるよう上申するしとの署長の確約をひき出し、交渉は大きく前進した。

水た工さんは、20年余りもタワシの運転手をしていて、昭知49年仕事をしたが、昭知49年仕事をしたが、昭知49年仕事をしたが、昭知49年仕事を打撲して以来、頸の痛みと吐気に苦しめられ、仕事を休みがちになりました。ところが会社と組合は現認者がいないことを理由に工さんの事故を労災とは

東大阪

## 被災者に車イスを「走」る歩に 守口労基署必要性を認める

大阪地域合同・植田マンガン分会

去る5月13日、大阪 かん分会は守口労基署と交渉をもち、懸案と

なっていた森川氏に対する車イス支給の件につき、一支給の必要性につき理解したので局に対し支給されるよう上申するしとの署長の確約をひき出し、交渉は大きく前進した。

京都

ゆきざかりの生命を

うばったじん肺症

京滋じん肺患者同盟(機関誌「ゆきざかり」)

故梅津新太郎氏(38才)の死七までの記録を左に発表します。

(私歴)

福岡商會(鉦山) 約13年

北桑鉦山 約2年

仁川鉦山 約7年

死亡時若本建設に運転手として勤務

昨年秋患者同盟が

要求して日吉町役場に

て十一月に行われたい

ん肺マンガン健診を受

け管理4の認定が本年

三月になされた。今年

三月三十日知知診療所

で受診 同四月一日同

診療所で受診 同四月

九日 病状急変 往診

死。死因、じん肺

症による特異性気胸

(遺族)

故人の父親 善三郎氏

故人の妻 夕鶴多さん

中学三年 ひろみさん

中学二年 敬多さん

小学六年 玲多さん

小学五年 政弘 君

以上が故人の私歴

病歴、遺族の実態であ

る。病気がちの父親

育ちざかりの子供4人

をかかえ、故人と奥さ

んの苦勞を考える時言

語を絶するものがあつ

たと思う。どの柱を失

つたのだから尚更であ

る。不幸中の幸いだつ

たのは日吉町の健診に

故人が多忙な中を時回

をさいて受診したこと

である。後で思うので

あるが、もし受診して

いなかったら故人を留

から密へ暮っていたか  
もし水ない。私も再三  
遺族と連絡をとり、五

月二日宮入さんとも  
に日吉町の支部長、副  
会長、児島さん、又故人

の遺族の南地さんと園  
部取で合流し、園部の  
監督署へ行き、一日も

早く遺族の救済を要請  
し、南地さんに案内し  
てもらって遺族の家を

訪問して、和知駅から  
帰路についた。途中南  
地さんの車中でこの静

かな山面に点在する村  
々に旧鉦山で働いてい  
た労働者がいるとのこ

とであつた。我々は今  
後再びこのような悲惨  
なことを二度とくり返

さないためにも健診を  
続けて行くことを当局  
に要求する。

一家の大黒柱を失つ  
た遺族は一時途方に  
迷、その日の生活にも

自信を失い、とくに嚴  
父善三郎氏はあまりの  
ショックで病床に伏し

たと言う。美山町役場  
は故新太郎氏の死七が  
「業務上」とは知らず

早速生活保護の手続き  
をとるよう説明に来た  
そうであるが、故人が

買った「自動車」は売  
却するようになり、と  
か様々の指示を受け、奥

さんはいよいよ肩身のせ  
まい思いにつき落され  
たという。

夫を失った妻夕鶴多  
さんは「まだ近所に元  
鉦山で働き、じん肺に

かかっている人が幾人  
かいます。今回の夫の  
死を機会にと水うの人

々にゆきかけ、同盟に  
加入して一諸に皆さん  
の運動に参加していく  
よう努力したい」と語  
っておられた。

ニョックで

ねこむ老父

# 不当な健保打切に抗し 大討論集会開かる

## 5・11 於全金田中機械支部

去る5月11日、全金

田中機械支部に於て二

百名以上の労働者の参

加で「不当な健康保険

資格喪失攻撃と闘う討

論会」が開催された。

まず基調提起が行われ

たが、第一点は、倒産

攻撃 組合つぶし等を

通じて賃金未払、解雇

攻撃に闘う労働者にと

の家族は、健康保険の

資格喪失によって病氣

やケガをした時に、治

療をする際巨額の医療

費を支払わねばならな

い。このことは労働者

とその家族の生活を一

層困難にし闘う団結を

弱めること、第二点は

針灸医療が健保では不

当な扱いを受けている

こと、第三点は、現在

国会で審議中の健康保

険法改悪の問題である。

保険料金を一時金から

2%もとりに、更には初

診療を二百円から七百

円に値上げする等の料

金値上げをはかり、受

益者負担をより一層強

化しよくとしているこ

と、以上三点の問題提

起に對して、討論の中

では、具体的な例が多

数提出され、今まで健

保の問題が個々にしか

斗われていなかったの

を、この集会を機に、

全体で団結し共に闘っ

ていくことを確認して

集会を終えた。

5月11日の健保集会  
では診療所から医療隊  
の提起が行われたが、  
以下はその主旨である。

長期争議支部では、  
賃金の未払による生活

条件の悪化  
が健康破壊  
の大きな要

因となり、  
また健康保  
険のない状

態では医者  
にかかると

ともでさす  
真綿のよう

に労働者と  
家族の命と

健康をしの  
つけていく

敵の攻撃が  
厳しければ

我々は幅の広い、弾圧  
攻撃をうち返す運動を

作つていかねばならな  
いし、それは又可能で

あるとの確信がある。

## 争議組合中心に 医療隊活動を決定

### ▶ 南大阪労働者診療所 ◀

この地域ぐるみの日常  
活動の一つとして、争  
議支部の労働者の命と  
健康を守るため、医師  
針灸師を中心に医療隊  
を編成して医療活動を  
行うとともに

労働者の命と  
健康は資本家  
にあずけるの  
でなく、労働  
者の闘いと団  
結のみが守る  
のだという考

えを普及して  
いく活動を開  
始した。第一  
回は全金矢賀  
製作支部、初

めそのころ  
みなので雲を  
つかみような  
ところである

が、長期化と日常化を  
目標にしてがんばるつ  
もりです。

南大阪

# 都島

## 支援共斗会議が 対大阪市交渉を再開

### 大阪一級合同・都島友の会支部

去る5月25日、都島 支援共斗会議は昨  
 年未以来約半年ぶりに  
 対大阪市交渉を再開し  
 た。これは以前から問  
 題になつてゐる取業病  
 対策を行政側が放置し  
 ていること、及び反の  
 会理事長比嘉周子が関  
 面主婦新同盟を通じて  
 「組合があるのでは困  
 りない」と考へてゐる一  
 公然と表明したり、組  
 合支時の父兄の多快を  
 入園させぬより市に圧  
 力をかけたり、また実  
 際に52年度は組合のあ  
 るや2乳児保育センタ  
 ーにはゼロ才児を一人  
 も入園させなかつたこ  
 となどの問題を重要視

して支援共斗会議がと  
 り組んだものである。  
 市側は民生局、勤労  
 市民課が交渉に出席し  
 たが、市の行政責任を  
 一貫して認めず、論議  
 は平行線を辿つたが、  
 組合側の鋭い追及の中  
 で、(1)閉鎖問題について  
 は、届けが出れば組合  
 側にも連絡し、協議す  
 る機会をもつこと、(2)  
 次回交渉では取業病対  
 策をはじめ、大阪市し  
 てごさる問題につき  
 具体的に話し合えるよ  
 う努めすることと約束  
 させ、3時間余にわた  
 る交渉を終えた。

# 北大阪

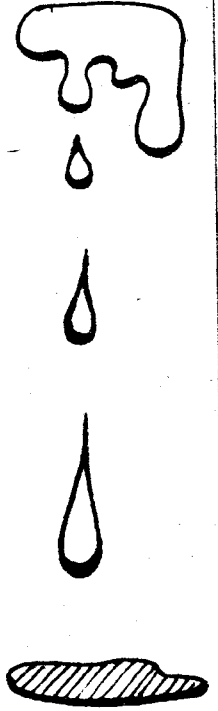
## 母性保護の行政指導かちとる

### 労基法の65条違反を労基が認定

### 大阪一級合同 日本田食支部

去る5月14日、陶部 野々基署は給食会社で  
 ある日本田食に對し、  
 組合(大阪一級合同日  
 本田食支部)が申告し  
 ていた労基法65条項  
 違反を認定し、「妊婦で  
 である田淵さんの請求  
 に基き、新千里病院で  
 の軽作業につかせるよ  
 うに勧告した。

田淵さんは新千里病  
 院で給食の仕事をして  
 いたが、妊娠したため  
 軽作業への配転を会社  
 に要求した。しかし、会  
 社は彼女が組合員であ  
 ることなどから、通勤  
 に一時両半以上もかか  
 るみつぶしの事業場へ  
 の配転を命じるなどい  
 やがうせを続けていた。  
 組合は地労委へのあつ  
 せん要請するとともに  
 労基署に對し再三両四  
 にわたり、労基法65条  
 3項に基き、母性保護  
 のための行政指導を行  
 うよう要求していたも  
 のである。



去る5月24日、オ  
工ム工業で、昨年7月  
に脳卒中で倒れ死し  
た故和田香義氏の遺族  
は河部野芳基署に対し  
て労災補償  
の請求を行  
った。

故和田氏  
は九世の炭  
鉱が鞍山に  
なつた後  
昭和4年大  
阪のメッキ  
工場である  
オ一エム工  
業に入社  
以采同工場  
で働き続け  
てきたが、  
残業と二交  
代の深夜業  
の連続の中  
で喉に体  
をこめし、  
高血圧症に  
苦しむよう  
になつた。  
にもかかわ  
らず会社が  
一貫して健  
康管理をウ

### 会社のウソ報告書を 許さないぞ!

## 脳卒中死で労災申請

▶全金オ一エム工業支部◀

南大阪

ボツた結果、遂に死に  
至つたものである。会  
社は遺族と組合へ全固  
金属しに對して、「労  
基署に通勤災害の申請  
をしたが、

ていける要給協でもこ  
の回題を重視し共に  
その取り組みを決定し  
てあり、今後の斗争の  
前進が期待されてい

却下された」と全くのデ  
タラメの報告をしてい  
たことがこの日の監督  
署交渉で明らかになり  
遺族と組合の怒りをか  
つていた。全金大阪  
地本住吉ブ  
ロツク及び  
び同業種労  
組でつくつ

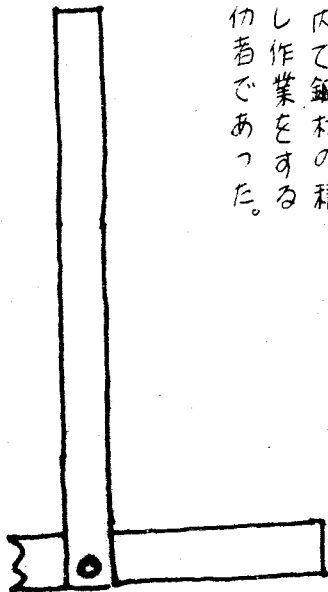
### 西大阪

## 住友独占に更に一矢を!

孫請の被災労働者が

## 住金を相手に提訴

住費において心筋  
硬塞死した労働者の労  
災認定をかりとつた  
ことは前号で報告し  
た。住友独自の労務  
管理そのものが災害  
源であることを認め  
させたものである。  
更に4月28日、今  
度は住友金属を相手  
にAさんが裁判に立  
ち上つた。  
Aさんは住金大阪  
工場構内で鋼材の積  
みおろし作業をする  
孫請労働者であった。  
それが3年前の4月28  
日に欠陥フレーンの下  
敷きになつて全治一年  
の重症を負つた。が、  
傷の治つた今日でも足  
の後遺症に苦しめられ  
ている。Aさんもまた  
住友独占の労務管理の  
犠牲者である。一人で  
住金相手に立ち上つた  
Aさんは斗い抜く決意  
を固めていると同時に  
強く支援を訴えている。



# 北大阪

## 「長期争議と自活体制」 テーマに交流会

### ……中津地域共斗……

去る5月17日夜、全金岩井計算センター支部組合事務所にて中津地域共斗の定例交流会が行われた。今回のテーマは「長期争議と自活体制」であり、争議組合を中心に約30名が参加し互いの報告に目を傾けあった。

中津地域共斗の中心組織である全金岩井が今年に入り組合つづし賃金選配攻撃を受けていることを反映して交流会はここ三か月続けて争議支部の交流会となつていゝるが、前二回がいわば斗争の表側であるとするれば（斗争

の戦術や成果など）今回はその斗いを再練して可能なものとする生活基盤の問題である。カンパに頼ることの向題点、物品販売での苦勞話、アルバイト体制が逆に組合の団結力を弱くする危険性、家族の協力をどうからとるか、子供の学費問題、その他話は止まるところを知らず続いたが、参加者の多くは会終了のあと「非常によかつた。本当はこの手の話をもつとやうにやいかん、斗争といつても、そのほとんどがこれだから」と語っていた。

## 集会案内

# 京滋八し学習会

主催 京滋労取封

被災者部会

場所 全金岡製作所支部

(075)8211060

日時 6月5日 午後2時

(但才一回目)

## 働く者の

# 健康と労災職業病

7月10日(日)午後1時半〜3時半

新長田勤労市民センター(大会場)

● 労災・職業病とは何々

講演 曲豆田 正義氏

● その他

会場 2000円

# カネミ油症の現状 (下)

堀内隆治 (下関市立大助教授)

いずれにしろ、坪井医師の行動はこの「認定制度」に立ち向かったものであり、新しい一つの斗いである。

## 患者の要求

今日、油症患者は、軒野さん一家(カネミ倉庫前で3年8ヶ月「座り込み」をされ、昨5月18日座り込みを解かれた)、新認定患者の会(北九州の患者グループ)等を除き、ほとんどが各県別、或いは県内各地域・各グループ毎に組織され「全国連絡会議」(昭和50年10月、各患者団体十長崎・福岡県評十各支援の会により結成)に参加している。

この「全国連絡会議」では本年2月に予定されている厚生省交渉を前に要求書づくりが進められている。ここではその要求書の柱がどんなものであり、どのような問題点をほらんでいるかに報告をしばり、その他全国連絡会議にまつわる事々は一切省略する。

### I. 『カネミ油症被害者』

厚生省はあくまで「被害者」を「認定」患者に限定しようとするのに対し、患者は「未認定」更には新生児をも含む「カネミライスオイルを飲食して被害を受けた者全て」を対象としようとする。患者は飲食の事実と異常の訴えを重視しており、この点は「認定機関」の設置とな

らんで今後大きな争点となろう。また患者は「未認定」患者発掘のための随時無料の調査を要求している。

### II. 『慰謝料』

民事裁判での一括請求(死者二十万、生存者千五百万)をベラスに「上積み」が検討されている。補償責任は国・北九州市・カネミ・鐘化の連帯責任とされている。

### III. 『生活補償金』

この補償の理由は「健康なら当然得ることのできた」所得を生涯に渡り補償させることだ、この主張があり、要求の水準については異論がある。

### IV. 『医療補償』

国の責任で「油症手帳」のような特別手帳を発行し、全ての医師及び医療機関で全ての治療(和漢洋等)を受けられるように要求されている。加えて、診療単価については健康保険より

高価にすべき(難病だから)との主張がなされている。

その他医療については項目だけ挙げる。「健康管理経費」

・「栄養補助給費」・「針灸」・マ

ッサー「実費」・「温泉療養費

」・「補助具」・治療器具の購入

~~~~~

# 斗いの二れから……国「厚生省を報告の座に

以上の「要求」は一た患者の生活・医療全域に渡っている。今日「連絡会議」で要求の具体化が急がれているのは、その背景がある。

昨年10月22日、厚生省は「連絡会議」との交渉の中で「医療保障・生計援助」一時金を「三本の柱」とする「解決案」を「認定を受けた被害者全員」に対して提示する、と答えた。これは国、厚生省がカネミ問題に対して「解決」(裁判との関連は即「和解」かどうかは不明だが)を公式に打ち出したことで患者側にも評価され

「費」・「電話設置」・「介護費付添費」・「特別手当(介護加算)」・「入退院時の諸費用」

## V. 「治療研究機関」

略

ており、それへの対応が要求案の具体化となって表われているのである。しかし、その日の厚生省の回答をみる限り、内容としては患者側と大きく相違しており、その点での斗いは今始まったばかりと言える。にも及ん

わらず、厚生省の解決案提示表明と患者側の二れへの正の対応は、否かなく二れからのカネミ運動の方向を予示している。宇井さんに従って言えば、後は天稗穉ごとくまで揺れるだけである。対カネミから始まり、対カネカに移った多数患者の運動は、対国に行きつくべくして行

きついた、ということであろうな。

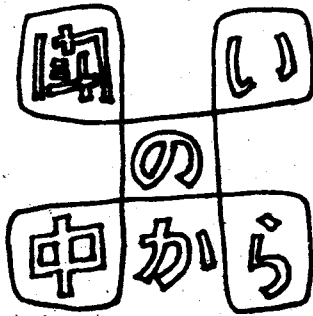
「油症患者の現状」ならして「救済」が急がれるのは当然である。しかし斗いは今や、と始まったとも言える。国「厚生省を易々唯々と「公正のオ三者」解決者」として許し去るな、それとも今初めて「被告」の座にひきずえるのな、運動の質が向かわれるであろう。事細かな「計算」よりも、この「主体性」が今こそ向われていると思われなければならない。





# 住友電工 労災認定斗争 の背景

|||||住電一労働者|||||



去る4月26日付の通知書でも  
つて、住友電工の労働者、故高  
松登氏の労災（業務上）の認定  
が決まりました。

この間、半年以上の調査、交  
渉によつて住友資本と労基のつ  
るんだ、故高松氏に対する私病  
扱いをくつがえさせることがで  
きた斗いでした。

関西安全センター、阪大京大  
労災取業病研究会、全港湾、全  
金、被災者同盟、地域の労働者  
に支えられて、住友電工の心あ  
る有志が勝ち取ったものです。

## 労災認定の 意義について

(一) 死因についで、直接シヨック  
性のものでなく、永年劣悪な労  
働条件を強いられ、肉体的精  
神的疲労とストレスの蓄積と  
業務により除々に悪化させられ  
た疾病を、会社の健康管理が不  
善であつたため死期を早めた  
ことを認められた。

(二) 大企業が一旦私病と断定し、  
労基行政が同調して決定したも  
のをくつがえした。

(三) 当該労働組合が会社の「私病  
扱い」を認め、放置したものを  
取場の仲間が呼びかけ、地域を  
はじめ多くの労働者と共に斗つ  
て認定に追いこんだ。

この三点が特筆されたいと  
思います。そこで高松氏を死に  
追い込んだ背景について、住友  
電工の労務管理の一部を報告し  
て、労災認定斗争を少しでも理  
解していただきたいと考えます。

## 労基交渉で吹出た 住電労働者の怒り

「会社ベッタリ」の組合員の中  
で、取制時には同僚から非難攻  
撃をうけ、会社と闘うことは  
可たよれる組合員での活動と違  
いがあります。故高松氏の場合  
でも、調査の段階から、極秘の  
うちに取場の仲間から聞き出す  
作業、目立つと会社に感付かれ

ること 歯き出す相手が恐水で話に乗つてくれない場合、労基交渉への出席の要請、これをとつても、会社の不当差別への不審、可あいつらへ斗う仲間とつぎあうと昇格、賞与が減らされる、取務給が上らん山といつおどしがかうんでくる。それでも「よつしや一ちよ飛びこんでやれ」何とかせぬば「どつちみらひやめしやないか」とそれぞれ支障の輪を広げてく水ま

した。  
労基交渉に参加すると人が変わったように、おとなしい住電の労働者が大声で、強く住電の実態を訴える。これが本当の労働者であらう。仲間がいる、連帯感の中で取場での不満が爆発しました。

## マンツーマンで 新人の取場教育

住友電工では新入社員を指導するマンツーマン方式の取場教育があります。かつては指導員

を大量に任命し、指導員手帳を携帯させ、新人のチエックをさせ、その報告を義務付けました。手帳の内容(次ページ参照)でおわかりのように安全対策は新入社員の思想、行動調査そのものであります。

## 24時間管理で 「ものゝお」組合員養成

又 地方出身の若者を多く採用している関係上、寮生が多くその管理に重点が置かれています。土曜日曜の休日は、寮、会社、組合、取場のいずれかの行事でギッシリつまつていて、寮生が目を外に向けられないよう二十四時間の管理が行われます。

寮の自治についても、自治会会議、役員人事について会社人事課員が直接介入して、労基法に違反した行為をします。新入社員にド所を抜く教育をして、愛社精神をうけつ、労働者の分断と「もの」云はぬ組合員を養成してきました。

## 「二死」一志守心して死 ねる」と冗談も……

今回、故高松氏の労災斗争で「本当は組合がやうなあかんことをよう取つてく水た」と言い、「二水で一志守心して死ぬ」と冗談がとび出す。コマもありました。

ともあれ、この斗争を共に闘った、とりわけ住電の仲間が、水だけ理解したか、それぞれの理解の差を縮める活動が、次の闘いのエネルギーとなり、安心して働ける取場をかりとる力となると考えます。

最後になりましたが、故高松氏の労災斗争にあたり、御支援御指導を下さったみな様方に厚くお礼申しあげます。次第であります。

## 《はじめに》

当社での怪我をみますと、勤続2年未満の新入者に多く発生しています。当然のこととして、新入者は仕事には自信がなく、まだなじみの少ない職場生活なので、不安定な気持ちでいます。その不安定な気持ちが怪我をひきおこしているのです。

そのために安全作業標準に従った正しい作業を教えてくれる人、仕事に対する自信を与えてくれる人、会社生活のルールをはじめ親身になつて公私両面の相談にのつてくれる人が必要です。

それが安全指導員であるあなたです。一日も早く立派な住友人になるよう育ててやつて下さい。

## 安全指導員手帳

住友電気工業株式会社  
大阪製作所

### (2) 安全の指導

|                     |                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ① 詳しく安全の説明をする       | 安全作業標準(初期)<br>安全準則<br>正しい服装<br>保護具の使い方<br>立入禁止場所<br>災害の事例と対策<br>災害時の処置と連絡方法 |
| ② 不安全行為がないかのチェックをする | 不安全行為に対しては厳しく注意する                                                           |

- 3 -

### 2. 指導の内容

2-1 仕事並びに安全に対する指導  
何も知らない新入者に言つて聞かせ、やつて見せ、やらせてみて、一つ一つを身体で覚えさせるつもりで教える。

#### (1) 仕事の指導

|               |                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 詳しく仕事の説明をする | 安全作業標準(初期)<br>作業標準<br>仕事の意義を充分説明する<br>工場の概況<br>機械装置類の名称操作方法<br>ZD・QC運動<br>工具材料の名称<br>技術考案制度 |
| ② 作業方法をチェックする | 教えた通り作業しているかどうかを確かめる。<br>作業上のミスがなく指示命令通り行動するか。<br>積極的に作業をしているか。                             |

- 2 -

### 1. 指導の要点

- (1) 仕事並びに安全に対する指導
- (2) 職場規律面における指導
- (3) 生活指導
  - 新入者の性格により、また時期によつて指導上の重点の置き方は異つてくる。相手を見て、また時期を見て重点的に指導を行なうようにする。
  - 問題点が発見されたときは速やかに職制を通じて連絡をとり早急に問題を解決するようにする。

- 1 -

|                  |                                                                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 諸規則・諸<br>手続の説明 | 勤務 …… 休憩、残業、<br>夜勤、休出<br>会社休日<br>② 休暇のとり方<br>離席の手続（診療所な<br>ど）<br>給料の受け取り方<br>喫食時間、喫食方法 |
| ② 勤 情 面          | ① 無届欠勤をしないよう<br>注意する。<br>② 休日の前後に休まない<br>よう注意する。                                       |

2-2 職場規律面における指導

安全指導員の態度、行動が  
新入者の手本である。自分  
が教えた通り実行してい  
るかどうか、実行してない面  
があれば最初の段階で厳し  
く注意してやることが新入  
者に対する愛情である。

|                 |                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 貯蓄の奨励         | 社内積立金制度<br>借金、月賦の有無に注<br>意する。                                                            |
| ③ 余暇利用の<br>指導   | 趣味を知る。<br>読書傾向を知る。<br>交友関係を知る。<br>政治、宗教などの団体<br>への加入の有無を知る。<br>酒、女、パクチにおぼ<br>れぬよう特に注意する。 |
| ④ 健康管理面<br>での指導 | 残業、夜勤時の疲労の<br>度合に注意する。<br>病気があればすぐ診療<br>所に行かせる。                                          |
| ⑤ 苦情処理          | 仕事上のこと、対人関<br>係、将来のこと、家族<br>のことなどについての<br>不平不満、悩みを早く<br>知り相談につてやる。                       |

2 3 生活指導

安定した会社生活が過ごせ  
るよう指導する

|                                       |                                                                                      |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 日常一般的<br>な指導                        | 出身地、学歴、職歴、<br>家族状況などができる<br>だけ早く知る。                                                  |
| 関係者への<br>紹介                           | 入社当日行なり。                                                                             |
| 関係場所へ<br>の案内                          | 食堂、更衣室、浴場、<br>洗面場、タイムカード室<br>などを案内する。                                                |
| 態度、服装<br>についての<br>アドバイス               | 先輩、上司への態度、<br>挨拶、言葉使い。<br>服装、髪型、記名章な<br>ど。                                           |
| 日常の接触<br>激励<br>(本人の家<br>族とも連<br>絡をとる) | ときにはほめて激励し<br>てやる。<br>一緒にラジオ体操をす<br>る。<br>一緒に食事する。<br>休憩時間は一緒に過ご<br>す、一緒に風呂にはい<br>る。 |

# ☆とばせ☆ 改悪労災保険法

改悪労災保険法が形式的な施行日（4月1日）を迎えてから既に2か月が経過した。一部では斗争が既に一段落したものの、うね空気が流れていないとはいえない。しかし被災労働者が改悪法の前にさらされるのは実際

にはこれからである。斗争が一旦激しかった大阪では、未だに年金切替のための症状調査と之行われていない。16日には大阪で今後の反対斗争への対策会議が行われ監督署交渉が決められた。本当に斗いはこれからだ。

## 京都

### 公務員の被災者も首切に!

#### 京都市役所で傷病年金切替始まる

民間では兵庫で傷病年金切替作業が既に始められた事は前号で報告したが、公務災害でも同作業が京都市役所ではじめられ

た。被災者首切りを収らった傷病年金新設は労災保険法ばかりでなく地方公務員災害補償法でも

行われ、この4月に施行された。特に地方公務員の場合、従来は労基法19条（被災者の解雇制限・公務員にも適用される）に守られて、被災者は治り切るまで解雇される心配はなかった。（民間の場合は、34年以前は1200日分の打切補償を受け取った時点、35年以降は長期給付に切替えた時点で解雇制限がはずれたが、公務災害には「打切」も「長期」もなく、それ故、解雇制限はずれなかつた）ところが、今回の改悪で傷病年金が新設されると同時に「3年経過した時点で労基法19条は適用されなくなる」（地公災法28条の3）という条項がつけられ解雇が可能となった。労災法を改悪というなら、地公災法は大改悪である。

昨年12月に認定をまちとった丁君にも、傷病年金切替の調査票を提出せよと言ってきた。丁君は既に療養開始以来3年を経過しており、ここで傷病年金に切替えられるとその時点で解雇

制限がはずい、首切の危険にさらされる事になる。

そこで、去る5月6日、地公災基金京都支部に出かけ交渉を行った。この交渉で、「首切につなぐる大きな問題であるなら対象被災者を集めて説明会をせよ」と要求したところ、「公務員は労基法才19条の適用をうけない。また解雇するのは当局であつて基金支部は関係ない」と逃げた。追及する側も公務員への労基法適用について自信がなかつたため逃七を許してしまつた。

\*\*\*

# 京都

## 傷病年金問題で 基準局と交渉

◆◆◆ 京滋じん肺患者同盟 ◆◆◆

醍醐のSさん他多くの人からじん肺患者同盟に「傷病補償年金への切り換えのため医療機関に証明をもらいに行つても医者が書いてくれない」との問い合わせがきました。

そこで同盟は、京都労基局土川補償課長、徳山補償監督官に來てもらい、事情説明を願つた。そこでゆかつたことは、

「傷病補償年金への切り換えについて、こいまで長期傷病補償給付を受けている者は向題なく切り換えが進んでいないが、休業補償給付を受けている者は、①療養を始めてから1年6ヶ月以上たつてもその傷病がなおらずしかもその傷病による療養の状況が療養等級表に該当する場合となつていて支給要件に該当しないので療養のため休業状態にあ

る人々には、休業補償給付が支給される」となつていて、

したがつて、休業補償なら年金への切り換えは、先にふれた療養等級等に該当しなければならぬ。この点で、特にむち打ち症患者の療養基準に向題があり、診断がストツゐるしものである。

じん肺については、診断を再南するよう準備を進めている。また、基準局は新法の説明パンフを発行し、患者の皆さんに理解をしてもらうようにすることであつた。(京滋じん肺患者同盟機関紙より転載)



# 年金切替を前に 対策会議

各監督署交渉の開始を申合ひす

大阪

情、労働者の意識に必ずしも合致したものとはいえず、戦術的に先走ってしまったことなら、斗いの成果が今一歩労働者大衆のものとしていないことが指

去る5月16日、これまで労災保険法改悪阻止斗争を進めてきた、全金・全港・被災者同盟など、大阪の主要な団体が集って、今までの斗いの中間総括と今後の斗い方について議論が行われた。それによると、今までの斗いが各職場や団体の実

北大阪

## 美満労基署へ交渉申入

傷病年金問題で

中津地域共闘

摘された。そして、今後より大衆的な力での闘いが発展するよう、各地域ごとに労基署斗争をとり組み、被災者一人一人の権利を守っていくことを地道に続けていくことが確認された。

去る5月11日、安全センター及び、全金若井計算センター支部は美満労基署に対し、傷病補償年金切り替を前にして、監督署として以下のことを行うよう申し入れた。

① 傷病補償年金への移行が被災者本人の意思を無視して一方的に行われることがないよう、移行するしないかの決定、及び移行の場合にあつては、その療疾等級決定に際して、被災労働者自身及び本人が支援を依頼した者の意思が保証されるように、具体的な制度（システム）を設ける

② 療養開始後1年半経過した被災労働者に対し、傷病補償年金移行の材料として「症状照会」が行われると聞いているが、それが被災者に送付される時期をめぐり、全対象者に対する公開の説明会（新年金に關しての）を行うこと

③ 以上二つの事項につき話し合うため、早急に大衆的な交渉の場を設定すること。

表紙写真は大阪垂船走浄職場

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

37号

昭和52年5月31日発行  
(毎月一回30日発行但し2月は28日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋筋5-19-4